

防衛省訓令第31号

防衛省における後援等の名義の使用の承認に関する訓令を次のように定める。

平成27年10月1日

防衛大臣 中谷 元

防衛省における後援等の名義の使用の承認に関する訓令

改正 令和3年8月16日省訓第50号

(趣旨)

第1条 この訓令は、後援等の名義の使用の承認を適正に実施するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 部外行事 講演会、講習会、展示会、競技会、普及・啓発運動その他の防衛省以外のものが主催する行事をいう。

(2) 機関等 施設等機関（防衛省本省の施設等機関を

いう。以下同じ。）、特別の機関（防衛会議及び外国軍用品審判所を除く。）、地方支分部局若しくは防衛装備庁又は駐屯地若しくは基地をいう。

- (3) 後援等の名義の使用 部外行事の主催者が、当該部外行事の実施に際し、防衛省又は機関等として当該部外行事の趣旨に賛同し、支援する価値があると認めていることを示すものとして、当該部外行事の広告、掲示物、配布資料等に「防衛省」、「防衛省・自衛隊」又は機関等の名義を使用することをいう。

（承認担当官）

第3条 後援等の名義の使用の承認は、次の各号に掲げる防衛省若しくは防衛省・自衛隊の名義又は機関等の名義ごとに、当該各号に定める者（以下「承認担当官」という。）が行う。

- (1) 防衛省又は防衛省・自衛隊 大臣官房長又は局長
- (2) 施設等機関 当該施設等機関の長
- (3) 統合幕僚監部 統合幕僚長
- (4) 統合幕僚学校 統合幕僚学校長

- (5) 陸上幕僚監部又は陸上自衛隊 陸上幕僚長
- (6) 海上幕僚監部又は海上自衛隊 海上幕僚長
- (7) 航空幕僚監部又は航空自衛隊 航空幕僚長
- (8) 陸上自衛隊の駐屯地又は部隊若しくは機関（以下「部隊等」という。） 当該駐屯地司令又は部隊等の長
- (9) 海上自衛隊の部隊等 当該部隊等の長
- (10) 航空自衛隊の基地又は部隊等 当該基地司令又は部隊等の長
- (11) 共同の部隊（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第21条の2第1項の規定に基づき置かれた部隊をいう。） 当該共同の部隊の長
- (12) 共同の機関（自衛隊法第24条第5項の規定に基づき置かれた機関をいう。） 当該共同の機関の長
- (13) 情報本部 情報本部長
- (14) 防衛監察本部 防衛監察監
- (15) 地方防衛局 地方防衛局長
- (16) 地方防衛支局 地方防衛支局長

(17) 防衛装備庁 防衛装備庁長官

(承認の基準)

第4条 後援等の名義の使用は、その対象となる部外行事が次に掲げる基準を全て満たす場合に限り承認を行うことができる。この場合において、承認担当官は、防衛省の信用が失墜する結果が生じることのないよう十分に配慮しなければならない。

(1) 部外行事の内容が防衛省の所掌事務の円滑な遂行又は国民の理解の増進に寄与するものであること。

(2) 部外行事の主催者が、次に掲げるもののいずれかに該当し、かつ、当該主催者以外の当該部外行事の関係者が信頼し得る者であること。

ア 国の行政機関（独立行政法人、特殊法人及び認可法人を含む。）

イ 地方公共団体

ウ 外国の行政機関

エ 公益法人等の非営利団体又はこれに準ずるもの

(宗教法人を除く。)

オ 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関

カ アからオまでに掲げるもののほか、主催者として適切であると認められる者

(3) 部外行事の実施に際し、次に掲げる事項のいずれも確保されること。

ア 所要経費に関する資金計画が部外行事を確実に運営するため適切なものであること。

イ 特定のもの利益が図られるおそれがないこと。

ウ 事故防止及び公衆衛生のための措置が十分に講じられていること。

エ 部外行事の登壇者、発言者等が2人以上いる場合、その性別に偏りがないう努められていること。

(申請手続)

第5条 承認担当官は、後援等の名義の使用の承認を申請しようとする部外行事の主催者に対し、当該承認についての可否を判断するために必要な書類を提出させるものとする。

(承認等の通知)

第6条 承認担当官は、後援等の名義の使用の承認又は不承認について、部外行事の主催者に通知しなければならない。

(部外行事の変更)

第7条 承認担当官は、部外行事の主催者が当該部外行事の内容等を変更した場合は、速やかに、その変更の内容を通知させるものとする。

(是正措置)

第8条 承認担当官は、後援等の名義の使用を承認した後においても、当該部外行事が第4条に掲げる基準を満たさなくなるおそれが生じた場合は、当該部外行事の主催者に対し、その是正を文書により求めなければならない。

(承認の取消し)

第9条 承認担当官は、後援等の名義の使用を承認した部外行事が第4条に掲げる基準を満たさなくなった場合は、当該承認を取り消さなければならない。

2 承認担当官は、前項の取消しを行った場合は、速やかに、当該部外行事の主催者にその旨を通知するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(防衛大臣の指示)

第10条 後援等の名義の使用の承認又は取消しについて、防衛省として総合的な配慮を必要とすると認められる場合は、承認担当官は、その都度防衛大臣の指示するところにより処理しなければならない。

2 前項の規定により、機関等の承認担当官が防衛大臣の指示を受ける場合は、当該部外行事の内容に応じて第3条第1号に掲げる承認担当官を通じて上申するものとする。ただし、第3条第4号、第8号から第12号までに掲げる承認担当官にあつては、当該機関等を監督する幕僚長を、第3条第16号に掲げる承認担当官にあつては、当該地方防衛支局長の所属する地方防衛局長をそれぞれ経由して上申するものとする。

(結果の報告)

第11条 承認担当官は、部外行事が終了した場合は、

遅滞なく、当該部外行事の主催者に実施内容及び収支決算を記載した結果報告書を提出させるものとする。

(防衛大臣への報告)

第12条 承認担当官は、四半期ごとに後援等の名義の使用の承認又は取消しの結果をとりまとめ、防衛大臣に報告しなければならない。

2 前項に規定する防衛大臣への報告は、承認担当官（各幕僚長の監督を受ける機関等の長にあつては当該幕僚長、地方防衛支局長にあつては当該地方防衛支局長の所属する地方防衛局長）が、当該四半期の終了後1か月以内に大臣官房長を通じて行うものとする。

(委任規定)

第13条 この訓令の実施に関し必要な事項は、大臣官房長が定めるもののほか、機関等の承認担当官（ただし、各幕僚長の監督を受ける機関等にあつては当該各幕僚長、地方防衛支局にあつては当該地方防衛支局長の所属する地方防衛局長）が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日前に後援等の名義の使用を承認された部外行事であって、当該部外行事の終了に伴う結果の報告がなされていないものに係る後援等の名義の使用については、この訓令の規定により承認されたものとみなす。

附 則 (令和 3 年防衛省訓令第 50 号)

この訓令は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。